

(参考) 監督職員からの通知等様式

この様式は、修繕及び製造請負契約において、契約約款の規程等に基づき、発注者、監督職員又は検査職員が作成し、受注者へ通知等する場合の様式を定めたものである。

監督職員からの通知等様式

様式	書類名	関連条項等		共通仕様書	書類の作成者・宛名		摘要
		(条文見出し)			作成者	宛名	
		修繕契約書	製造契約書				
I-1	監督職員について(通知)	(監督職員) 第14条 第1項・第3項		1-1-2用語の定義 第11項	発注者	受注者	-
I-2	監督職員の変更について(通知)	(監督職員) 第14条 第1項		-	"	"	-
I-3	承諾書	(権利義務の譲渡等) 第5条 第1項・第2項 第5条 第1項・第2項		-	"	"	-
		(監督職員) 第14条 第2項		-	監督職員	責任者	-
I-4	措置請求書	(責任者等に対する措置請求) 第16条 第1項 第12条 第1項		1-1-25修繕関係者に対する措置請求	発注者	受注者	-
I-5	措置結果通知書	(責任者等に対する措置請求) 第16条 第4項 第12条 第4項		-	"	"	-
I-6	修繕一時中止通知書	(契約の変更および中止等) 第19条 第1項 第15条 第1項		1-1-13修繕の一時中止	"	"	-
I-7	修繕再開通知書	"		"	"	"	-
-	設計変更実施指示書	(仕様書等不適合の場合の改造義務) 第18条 第1項 第14条 第1項		1-1-14設計図書の変更	"	"	-
		(契約の変更および中止等) 第19条 第2項 第15条 第2項					
-	臨機措置請求書	(臨機の措置) 第21条 第3項		1-1-33臨機の措置 第2項	監督職員	責任者	-
I-8	検査結果通知書	-		-	検査職員	受注者	受注者 必要時に
I-9	検査結果に関する異議申し立て に対する回答書	-		-	発注者	"	-

(注) 受注者は、I-8「検査結果通知書」が必要な場合は、検査時に検査職員に申し出ること。

大大阪港 △ 第 ○○ 号
令和 年 月 日

○○株式会社

代表取締役 △△△△ 様

大阪港湾局長

○○ ○○

印

監督職員について (通知)

標題について、修繕請負契約書第14条第1項及び第3項に基づき、次のとおり監督職員を定めましたので通知します。

記

1. 修繕名称 _____
2. 修繕場所 _____
3. 監督職員

監督職員	○○課長	○○ ○○
補助監督職員	○○課 担当係長 (○○)	○○ ○○
監督補助者 (監督担当職員)	○○課 係員	○○ ○○

監督職員とは、監督職員、補助監督職員及び監督補助者（監督担当職員）を総称していう。受注者には主として補助監督職員及び監督補助者（監督担当職員）が対応する。また、権限については、修繕請負契約書第14条第2項に規定した事項を有するものである。

なお、監督職員と同様に、本市職員が修繕現場の巡視及び夜間・休日の修繕現場監督等をする場合も同等の権限を有する。

大大阪港 △ 第 ○○ 号
令和 年 月 日

○○株式会社

代表取締役 △△△△ 様

大阪港湾局長

○○ ○○

印

監督職員について (通知)

標題について、次のとおり監督職員を定めましたので通知します。

記

1. 製造名称 _____
2. 納入場所 _____
3. 監督職員

監督職員	○○課長	○○ ○○
補助監督職員	○○課 担当係長 (○○)	○○ ○○
監督補助者 (監督担当職員)	○○課 係員	○○ ○○

監督職員とは、監督職員、補助監督職員及び監督補助者（監督担当職員）を総称していう。受注者には主として補助監督職員及び監督補助者（監督担当職員）が対応する。また、権限については、下記に規定した事項を有するものである。

監督職員は、製造請負契約書（以下「契約書」という。）の各条項に定めるもの及び契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 発注者の意図する製造を完了させるための受注者又は受注者の責任者に対する履行に関する指示
- 契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- この契約の履行に関する受注者又は受注者の責任者との協議
- 製造の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

なお、監督職員と同様に、本市職員が製造現場の巡視及び夜間・休日の製造現場監督等をする場合も同等の権限を有する。

承 諾 書

大大阪港 △ 第 ○○ 号
令和 年 月 日

○○株式会社
代表取締役 △△△△ 様

大阪港湾局長
○○ ○○ 印

下記修繕について、令和 年 月 日付け申請（協議）のありました○○○○
については承諾します。

記

- 1. 契約番号 _____
- 2. 修繕名称 _____

(注) 1. 条件などがあればその旨を記入する。
2. 修繕請負契約書第14条第2項による場合（施工承諾、材料承諾など）は、監督職員から責任者あてとする。また、他に定めた様式（承諾願と承諾書を兼ねた様式など）がある場合は、その様式によること。
3. 不要な文字は記入を要しない。
4. 船舶製造の場合は、「修繕」を「製造」に書き換えること。

措置請求書

大大阪港 △ 第 ○○ 号
令和 年 月 日

○○株式会社
代表取締役 △△△△ 様

大阪港湾局長
○○ ○○ 印

下記のとおり修繕請負契約書第16条第1項に基づき、必要な措置を取るべきことを請求します。

記

1. 契約番号 _____
2. 修繕名称 _____
3. 理由

(注) 1. 理由欄は詳細（社名、役職、氏名等）に記入すること。
2. 船舶製造の場合は、「修繕請負契約書第16条第1項」を「製造請負契約書第12条第1項」に、また「修繕」を「製造」に書き換えること。

措置結果通知書

大大阪港 △ 第 ○○ 号
令和 年 月 日

○○株式会社
代表取締役 △△△△ 様

大阪港湾局長
○○ ○○ 印

令和 年 月 日付け請求のありました件については、下記のとおり措置しましたので、修繕請負契約書第16条第4項に基づき通知します。

記

1. 契約番号 _____
2. 修繕名称 _____
3. 措置内容

(注) 1. 船舶製造の場合は、「修繕請負契約書第16条第4項」を「製造請負契約書第12条第4項」に、また「修繕」を「製造」に書き換えること。

修繕一時中止通知書

大大阪港 △ 第 ○○ 号
令和 年 月 日

○○株式会社
代表取締役 △△△△ 様

大阪港湾局長
○○ ○○ 印

下記のとおり修繕請負契約書第19条第1項に基づき、修繕の一時中止を通知します。

記

1. 契約番号 _____
2. 修繕名称 _____
3. 一時中止年月日 _____
4. 再開予定年月日 _____
5. 中止内容及び理由 _____

(注) 1. 中止内容及び理由欄は、詳細に記入すること。
2. 船舶製造の場合は、「修繕」を「製造」に、また「修繕請負契約書第19条第1項」を「製造請負契約書第15条第1項」に書き換えること。

修繕再開通知書

大大阪港 △ 第 ○○ 号
令和 年 月 日

○○株式会社
代表取締役 △△△△ 様

大阪港湾局長
○○ ○○ 印

下記のとおり修繕請負契約書第19条第1項に基づき、修繕の再開を通知します。

記

1. 契約番号 _____
2. 修繕名称 _____
3. 再開年月日 _____

(注) 1. 船舶製造の場合は、「修繕」を「製造」に、また「修繕請負契約書第19条第1項」を「製造請負契約書第15条第1項」に書き換えること。

大大阪港 △ 第 ○○ 号
令和 年 月 日

△△市◇◇〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役 △△△△ 様

大阪港湾局 ○〇部
検査職員 ○〇課長 ○〇 ○〇 印

検査結果通知書

令和 年 月 日付けをもって完成通知のあった次の修繕について、検査の結果を通知する。

請 求 番 号 第 号
契 約 番 号 第 号
修 繕 名 称
修 繕 場 所

記

検査の種類	完成検査
検査年月日	令和 年 月 日
検査結果	合格

- (注) 1. 指定部分完成の場合は「完成通知」を「指定部分完成通知」に、「完成検査」を「指定部分完成検査」に書き換えること。
2. 船舶製造の場合は、「修繕」を「製造」に、「修繕場所」を「納入場所」に書き換えること。

大大阪港 △ 第 ○○ 号
令和 年 月 日

△△市◇◇〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役 △△△△ 様

大阪港湾局 ○〇部
検査職員 ○〇課長 ○〇 ○〇 印

検査結果通知書

令和 年 月 日付けをもって完成通知のあった次の修繕について、検査の結果を通知する。

なお、検査の結果に異議があるときは、この通知を受けた日から起算して14日(期間の末日が本市における執務の休日に当たるときはその翌日)以内に書面により、申し立てることができます。

異議の申し立てに対する回答は、書面によりいたします。

なお、回答を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は次のとおりです。

記

請求番号 第 号

契約番号 第 号

修繕名称

修繕場所

検査の種類 完成検査

検査年月日 令和 年 月 日

検査結果 [合格・不合格※]

※不合格の場合は理由も記載する。

送付先 〒559-0034
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号(ATビルITM棟10階)
大阪市 大阪港湾局 総務部 大阪港湾局長 宛

手続等の問合せ先 大阪市 大阪港湾局 ○〇部 ○〇課
TEL ○〇-○○-○○

- (注) 1. 指定部分完成の場合は「完成通知」を「指定部分完成通知」に、「完成検査」を「指定部分完成検査」に書き換えること。
2. 船舶製造の場合は、「修繕」を「製造」に、「修繕場所」を「納入場所」に書き換えること。

大大阪港 △ 第 ○○ 号
令和 年 月 日

△△市◇◇○丁目○番○号
○○株式会社
代表取締役 △△△△ 様

大阪市 大阪港湾局長
(担当 : ○○担当 ○○ ○○)

印

検査結果に関する異議申し立てに対する回答書

令和○○年○○月○○日付けで貴社から回答を求められた検査結果につきまして、次のとおりします。

記

修繕名称

異議申し立てに
対する回答

(注) 1. 船舶製造の場合は、「修繕」を「製造」に書き換えること。